

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の 環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案の概要

本法案のねらい

環境報告書

事業活動における
環境配慮の取組の公表

基本的な枠組みづくり

特定事業者への
作成・公表の義務づけ

普及の促進
信頼性確保

法案の骨子

1. 総則（目的・国等の責務）

（第1条～第5条）

事業活動に係る環境配慮等の状況に関する情報の提供及び利用等に関し、国等の責務を明らかにし、特定事業者による環境報告書の作成及び公表に関する措置等を講ずることにより、事業活動に係る環境保全についての配慮が適切になされることを確保する

2. 国等による環境配慮等の状況の公表

（第6条～第7条）

国は、その環境配慮等の状況を毎年度公表
地方公共団体は、その環境配慮等の状況を毎年度公表するように努める

3. 事業活動に係る環境配慮等の状況の公表

（第8条～第11条）

環境報告書の記載事項等

（第8条）

主務大臣は、事業者、学識経験者等による協議会等の意見を聴いて、環境報告書の記載事項等を定める

環境報告書の公表等（特定事業者）

（第9条）

特定事業者は環境報告書を作成し、毎年度公表
特定事業者は記載事項等に従って環境報告書を作成するように努めるほか、自己評価を行うこと又は第三者審査を受けること等によりその信頼性を高めるように努める

* 特定事業者 = 特別の法律によって設立された法人のうち、国の事務又は事業との関連性の程度、組織の態様、環境負荷の程度、事業活動の規模等の事情を勘案して政令で定めるもの

環境報告書の審査における遵守事項

（第10条）

環境報告書の審査を行う者は、独立した立場において審査を行うよう努めるとともに、審査の公正かつ的確な実施を確保するために、必要な体制整備等を図るよう努める

環境報告書の公表等（民間の事業者）

（第11条）

大企業者は、環境配慮等の状況の公表を行うように努めるとともに、記載事項等に留意して環境報告書を作成すること等により、作成した環境報告書等の信頼性を高めるように努める
国は、中小企業者に対して環境配慮の状況の公表の方法に関する情報を提供

4. 環境情報の利用の促進等

（第13条）

環境への取組を市場や
社会が評価

環境と経済の好循環の実現

我が国の取組を世界へ発信

世界に冠たる環境立国へ

(参考資料) 環境報告書について

環境報告書とは

- ・ 環境報告書とは、企業が自らの環境情報を総合的に取りまとめて公表する年次報告書であり、財務面のみならず環境面で企業を評価する動きが広がっていることを受けて、トップクラスの企業の多くが作成し、普及が進んでいるもの。
- ・ 企業、国民（消費者）、取引先、投資家等との有力なコミュニケーション手段。
- ・ また諸外国においても、企業による環境報告書の取組は盛んとなりつつある。

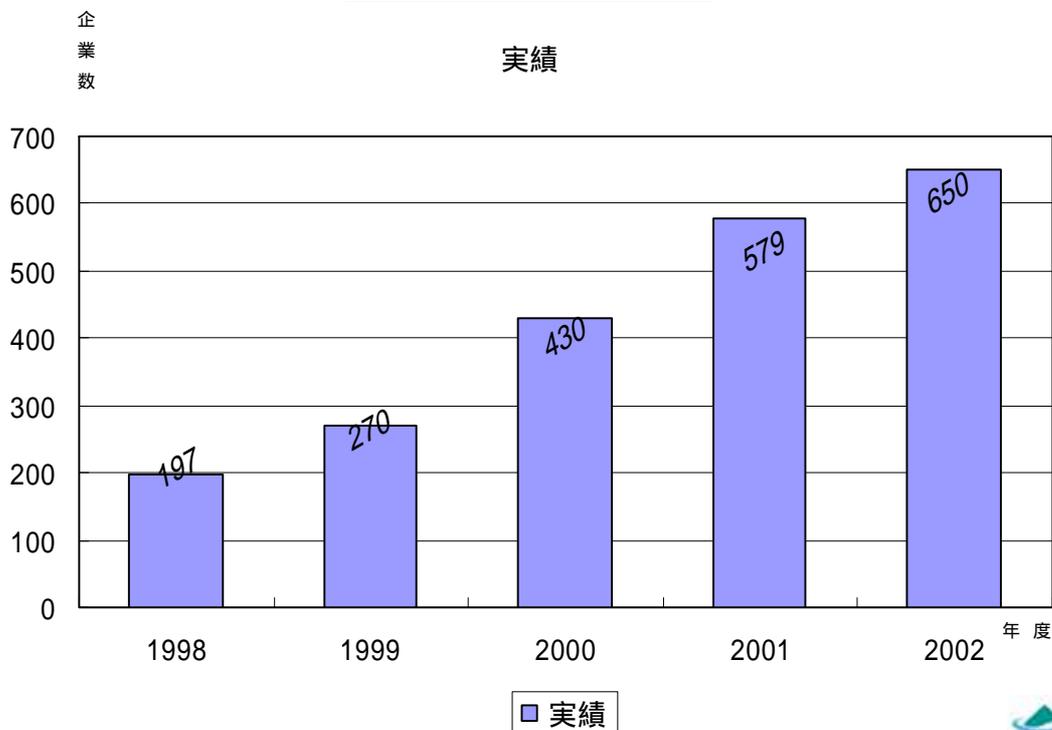
平成14年度における環境報告書の作成企業数

上場企業：450社
非上場企業：200社 } 合計：650社

(参考)

上場企業：東京、大阪及び名古屋証券取引所1部及び2部上場企業(2655社)
非上場企業：従業員500人以上の非上場企業及び事業所(3735社) } 合計：6390社

環境報告書の普及状況



「規制改革推進3か年計画（再改定）」（平成15年3月28日閣議決定）（抄）

横断的措置事項

2（3）オ 情報的手法を用いた企業の自主的取組の推進

環境報告書及び環境会計の普及促進の方策

- b 環境報告書及び環境会計に取り組む企業へのインセンティブ付与の方策やこれら企業が社会から適正な評価が得られ結果として企業の競争力の向上につながるような方策等、普及促進のための新たな枠組みや普及定着に向けた政府目標の設定について検討し結論を出す。

環境報告書及び環境会計の信頼性の確保

- 国際的な動向を踏まえ、我が国においても第三者機関による監査制度の在り方も含めた環境報告書及び環境会計の内容の信頼性確保を図るための枠組みについて、検討し結論を出す。

第159回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説（平成16年1月19日）
（将来の発展の基盤作り）

- ・ <地球環境の保全は小泉内閣の重要な課題であり、・・・環境保護と経済発展の両立を図ってまいります。>

中央環境審議会（平成16年2月5日）

「環境に配慮した事業活動の促進方策の在り方について」意見具申（ポイント）

- ・ 環境報告書の取組の裾野を拡大するための制度的枠組みが必要。その際、民間の事業者については環境報告書の作成等を義務づけるのではなく、事業者の自主性が最大限活かされるように配慮。
- ・ 特に公的性格を有する事業主体については、環境報告書の作成等を義務化することが適当

環境報告書を通じた環境と経済の好循環政策に関連する内外の取組

時 期	内 容
平成 5 年 6 月 (1993 年 6 月)	欧州委員会が、環境マネジメントシステムの構築に加え、環境声明書の公表を求める仕組みである「EU 環境管理・監査制度 (EMAS) 規則」を公布。1995 年 4 月より運用開始。
平成 8 年 9 月	環境庁が、中小企業向けの環境配慮ツールとして「環境活動評価プログラム (エコアクション 21)」を策定。
平成 9 年 6 月	環境庁の後援により、環境報告書の表彰制度「環境アクションプラン大賞」(平成 11 年より「環境レポート大賞」に改称)を開始。以後、毎年実施。
平成 9 年 6 月	環境庁が、「環境報告書シンポジウム」を開催。以後、毎年開催。
平成 10 年 6 月	環境庁の支援により、民間有志による「環境報告書ネットワーク」が設立。(現在、約 200 社・団体が参加)
平成 11 年 5 月	平成 11 年版環境白書 (閣議決定) において、環境報告書を経済活動の中に環境保全を組み込んでいくための重要な取組として位置づけ。
平成 12 年 6 月 (2000 年 6 月)	国際 NGO の GRI が、「サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン」を公表。
平成 12 年 12 月	「環境基本計画」(閣議決定) において、「社会経済の環境配慮のための仕組みの構築に向けた取組」の中で、環境報告書等の「情報的手法」を開発し、普及するとの方針を規定。
平成 13 年 2 月	環境省が「環境報告書ガイドライン 2000 年度版」を公表。
平成 13 年 3 月 (2001 年 3 月)	欧州委員会が、環境負荷の実績についての透明性を向上させるなどを改正し、新「EU 環境管理・監査制度 (EMAS) 規則」を公布。
平成 13 年 6 月 (2001 年 6 月)	EU 委員会が、企業の環境データの質、透明性、比較可能性を改善することを目的として、「年次会計報告での環境関連情報の開示に関する勧告」を発令。
平成 13 年 6 月	経済産業省が、「ステークホルダー重視による環境レポートガイドライン 2001」を公表。

平成 13 年 12 月	総合規制改革会議が、「規制改革の推進に関する第 1 次答申」において、環境報告書の普及促進及び信頼性向上を図るための新たな枠組みの検討が必要と指摘。
平成 14 年 8 月	環境省が、「環境報告書データベース」の運営を開始。
平成 14 年 8 月 (2002 年 8 月)	国際 NGO の GRI が、「サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン 2002 年版」を改訂・公表。
平成 14 年 8 月 ~ 9 月 (2002 年 8 月 ~ 9 月)	持続可能な開発に関する世界首脳会議(ヨハネスブルグ・サミット)の実実施計画において、企業の説明責任を向上させるため、環境報告等の自主的なイニシアティブを通じて環境配慮の取組を向上させるよう、産業界へ働きかけるとの方針を規定。
平成 15 年 3 月	「循環型社会形成推進基本計画」(閣議決定)において、環境報告書の普及についての政府目標(平成 22 年度までに上場企業の約 50%及び非上場企業の約 30%が環境報告書を公表)を決定。
平成 15 年 3 月	「規制改革推進 3 か年計画(再改定)」(閣議決定)において、環境報告書の普及促進及び信頼性向上を図るための新たな枠組みを検討するとの方針を決定。
平成 15 年 3 月	環境省の「環境報告の促進方策に関する検討会」において、「環境報告書の比較可能性及び信頼性確保のための基本的枠組みについて」をとりまとめ。
平成 15 年 6 月	経済産業省が、「環境報告書プラザ」(データベース)の運営を開始。
平成 15 年 8 月	鈴木前環境大臣が、記者会見で環境配慮促進法案の構想について発言。
平成 15 年 9 月	中央環境審議会総合政策部会に、「環境に配慮した事業活動の促進に関する小委員会」を設置。
平成 16 年 1 月	日本経済団体連合会が、「環境立国のための 3 つの取り組み」において、環境報告書の 3 年倍増の目標を提示。
平成 16 年 2 月	中央環境審議会より意見具申。 「環境に配慮した事業活動の促進方策の在り方について」